

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から48年3月まで  
昭和50年に、国民年金の過去の未納分もまとめて納められることを知り、A支所において加入手続をして、夫婦二人で10万円ぐらい納付した。41年4月から納付しているつもりなのに、48年4月から納付となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月に夫婦連番で払い出されており、申立人は同年12月に48年4月から50年3月までの期間を過年度納付しているが、申立人の妻は過年度納付するとともに、45年4月から48年3月までの期間も特例納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の金額は、夫婦併せて10万円ぐらいだったと記憶しており、申立人が申立期間のうち、その妻と同じ3年間の特例納付及び納付済みとなっている2年間の過年度納付をした場合に必要となる金額は夫婦併せて10万2,900円であり、申立人の記憶する納付金額とほぼ一致しており、昭和50年12月に、夫婦が同じ期間を特例納付及び過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、昭和50年12月に申立期間すべてを特例納付した場合に必要な金額は、申立人が記憶している金額と大きく乖離<sup>かいり</sup>していることから、すべての期間を特例納付したとは認め難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年6月までの期間及び38年2月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで  
昭和35年ごろ、公民館で国民年金の説明会があり、妻が私の国民年金の加入手続をした。当時は生活に余裕が無かったので、妻は3年後に国民年金に加入した。毎月、公民館で納税組合の集金があり、他の税金と一緒に国民年金保険料を納付した。申立期間が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、未納期間は無い。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の妻は昭和39年4月1日に国民年金の資格を取得していることが確認でき、35年ごろは、家を建てたばかりで生活に余裕が無く、申立人のみ国民年金に加入して、その妻は3年後に国民年金に加入したという主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人の隣人数名から、申立期間当時、申立人が居住する地区では納税組合が存在していたことが確認できた。

加えて、当時の納税組合の経理担当者から、公民館で国民年金の説明会があり、申立人がその説明会に参加し、制度発足時から国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたとの証言が得られ、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年7月から38年1月までは厚生年金保険被保険者であったことが平成10年に判明し、当該期間は国民年金被保険者となり得ないことから、記録訂正をすることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年6月までの期間及び38年2月から41年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から4年3月まで

申立期間当時は、A大学の学生であり、住民票はB市に置いたままであった。私及び私の両親も免除申請した記憶は無く、申立期間前から引き続き母親が納付をしたはずである。申立期間が免除となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、同一世帯に属していた申立人とその家族の所得は学生に係る免除基準を超えていたものと推認され、申立期間について、免除申請の的行われたと仮定してみても、当該申請手続は却下されるはずであり、申立期間が免除期間とされていることは不自然である。

また、申立期間は7か月と短期間であり、社会保険庁の記録により、申立期間の前後に係る国民年金保険料を納付していたことが確認できる上、その当時、申立人及びその家族の生活状況に変化は無いことから、申立期間のみ免除期間とされていることは不自然と考えられる。

さらに、申立人の父親の厚生年金保険の記録（標準報酬月額）から、申立期間当時、国民年金保険料を納付できる資力は十分あったものと推認できる。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、結婚と同時に国民年金に任意加入し、国民年金加入期間すべての国民年金保険料を納付していることが確認できることから、その母親は国民年金制度の関心が高く、国民年金保険料を納付する意思が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年3月31日）及び資格取得日（昭和37年9月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月31日から同年9月15日まで

B社を退職して、その月のうちにA社に入社した。昭和37年3月から同年8月までの間、年金が途切れているが、私は同社を退職したことは無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社で申立期間に同一業務に従事し厚生年金保険被保険者期間が継続している複数の同僚は、「申立人は申立期間も辞めないで、外注先回り出張販売を担当していた。その間勤務内容に変化は無かった」、「申立人はまじめな方で、私がA社で働いていた時期に辞めていない」と証言していること、及び申立人が申立期間中に退職した同僚の事情を記憶していることから、申立人が申立期間において継続して同社で勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人以外の上記同僚を含むすべての被保険者について、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後に再取得している者は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立期間前後の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出

されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 3 月から同年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から45年3月まで  
昭和50年に、国民年金の過去の未納分もまとめて納められることを知り、A支所において夫が加入手続をして、夫婦二人で10万円ぐらい納付した。41年6月から納付しているつもりなのに、45年4月から納付となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年に国民年金に加入し、過去に未納であった国民年金保険料を夫婦一緒に一括納付したと主張しており、社会保険庁の記録からも、同年10月に加入手続して、同年12月に申立人は48年4月から50年3月までの期間を過年度納付及び45年4月から48年3月までの期間を特例納付し、申立人の夫は同年4月から50年3月までの期間を過年度納付していることが確認できる。

しかし、申立人及びその夫が、昭和50年12月に申立期間を含めて、特例納付及び過年度納付した場合に必要な金額は、申立人の夫が記憶する納付金額（10万円ぐらい）と大きく乖離<sup>かいり</sup>している。一方、申立人及びその夫が45年4月以降の保険料をさかのぼって納付したと仮定すると、その金額は夫婦併せて10万2,900円となり、申立ての金額にほぼ一致する。

また、申立人の国民年金の受給資格期間は25年であり、これは社会保険庁の管理する国民年金保険料納付済期間と一致することから、申立人は国民年金加入時に、国民年金の受給資格を得るのに必要な時期までさかのぼって国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の夫は保険料の納付方法等の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、当時の状況が不明である。

加えて、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から50年12月まで

私は結婚するまで国民年金に加入していなかった。時期は定かではないが、義父が町内で国民年金の集金をしていた時、国民年金の加入手続をしてまとめて納付してくれた。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かでないが、その義父が国民年金の加入手続をしてまとめて納付してくれたと主張しているが、その義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月ごろに払い出されており、この時期は第2回の特例納付を利用し納付することが可能な期間であるが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、まとめて納付した時期や納付金額の記憶は無く、申立人の義父も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の夫及び同じ町内の隣人から聴取しても、国民年金の加入時期及び保険料の納付状況等が不明で国民年金保険料の納付を裏付ける証言等を得ることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から48年12月まで  
妻が婚姻届を提出した時、A町役場の職員に、勤労学生だからさかのぼって加入でき、学生期間の国民年金保険料は、支払猶予期間であるため、4年間は後からでも支払が可能であると説明を受けた。妻が私の国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が婚姻したのは昭和51年3月であり、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年4月ごろに払い出されているが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時は勤労学生であり、国民年金への加入手続後に納付猶予制度を利用して納付したと述べているが、学生の納付特例制度が実施されたのは平成12年4月（夜間の大学生については、平成14年4月）からであり、昭和51年当時、学生で保険料納付が難しい場合には免除制度を利用することとなるが、これには申請が必要であるほか、制度上さかのぼって申請することができないことから、申立内容に矛盾が認められる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻に聴取しても、さかのぼって支払った時期や納付した金額についての記憶が曖昧であり、その妻が、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岐阜国民年金 事案 627

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から50年12月まで  
昭和42年3月に結婚し、その数か月後、義父が国民年金に加入し、さかのぼって納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の義父母は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年2月に払い出されており、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 7 月 3 日まで  
昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 7 月 2 日まで A 社で正社員として勤務した。  
当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る A 社に照会したところ、当該事業所の担当者は、「労働者名簿では、申立人の勤務期間は 1 週間ほどだったと記憶している。当時は、入社後 3 か月ほどは厚生年金保険に加入させていなかったことから、申立人は厚生年金保険に加入していないと思う」と回答している。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無いほか、申立人が同時期に入社したと記憶している同僚の氏名も無い上、申立期間に厚生年金保険被保険者期間のある複数の同僚は申立人を記憶しておらず、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 24 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 12 月 26 日から 40 年 1 月 1 日まで

申立期間①のA社では昭和 38 年 8 月末日まで勤め、同年 8 月分の厚生年金保険料も給料から控除されていたと思う。また、申立期間②のB社については、事業主に 39 年 12 月末日で退職する旨を伝えた。同年 12 月分の厚生年金保険料も給料から控除されていたはずであるため、両申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

両申立期間について、それぞれの期間に厚生年金保険被保険者期間のある複数の同僚は、申立人がいつまで勤務していたかについて記憶しておらず、申立人の正確な勤務期間及び保険料控除に係る事実を確認することができない。

また、申立期間①に係るA社は昭和 38 年 11 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、事業主は既に死亡しており、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間②に係るB社から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている退職日（昭和 39 年 12 月 25 日）及び資格喪失日（昭和 39 年 12 月 26 日）は、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月26日から29年5月6日まで  
社会保険事務所の記録では、昭和30年3月4日に脱退手当金を支給したとあるが、同年2月には嫁ぎ先におり、そのような大金を受け取った覚えが無い。申立期間に係る脱退手当金の支給済記録を取り消して、厚生年金保険被保険者期間とするよう記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所に勤務していた申立人の同僚について、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年5月6日の翌年及び翌々年に資格喪失した女性被保険者で社会保険事務所において記録が確認できた脱退手当金受給資格を有する者22名について、脱退手当金の受給状況を調査したところ、19名について脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から平均約2.2か月経過後に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険庁が保有する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の給付記録欄には脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 11 月 9 日から 23 年 11 月 30 日まで  
被保険者記録照会回答票が社会保険庁から届き確認すると、A社(現在は、B社)の被保険者記録が1年しか無いことが分かったが、3年ぐらい勤めたはずで1年程度の勤務ではなかったと記憶している。納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する昭和 23 年 11 月 30 日までの勤務について、連絡が取れた 27 名に聴き取り調査を行ったが、申立期間中の勤務について証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所の総務担当者は、昭和 51 年に会社更生法の適用を受けたこともあり、当時の資料は残っていないため、当時の事情は不明であると回答している。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 21 日から 7 年 7 月 21 日まで

私は、平成 4 年 9 月ごろ A 社に入社し、1 か月後に健康保険証をもらい、給料から健康保険料、厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。また、私よりも後に入社した同僚の厚生年金保険被保険者記録は存在するのに、自分の記録が存在しないのは納得できない。申立期間に勤務していたことは雇用保険の記録からも明らかなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から推認できる。

しかし、事業主は、「申立人は入社の際、申立人の事情により厚生年金保険への加入を強く辞退し、その後生活が安定したと思われる約 3 年後に申立人からの申出があったため、厚生年金保険に加入させた」と回答しているほか、当該事業所の受託社会保険労務士も同様の証言をしている上、申立人自身も入社の際そのような事があったかもしれないと認めている。

また、申立期間に厚生年金保険被保険者期間のある同僚は、「当時、社会保険に加入せず国民健康保険に加入する者もいた」と証言しているほか、申立人の厚生年金保険料控除についての有力な証言を得ることができなかった。

さらに、申立人は申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 390

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 8 月 1 日から 16 年 3 月 1 日まで  
② 平成 16 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

平成 15 年 5 月ごろに A 社の本社まで行って社長と「余りにも標準報酬月額の低さ」について話し合ったが、受け入れてもらえなかった。16 年 3 月ごろに同社が倒産し、新しく B 社に移った。A 社は連絡が取れないが、保険料差額分の会社分と本人分を払うので、年金額を増やしてほしい。また、B 社の担当者は調査した結果、間違いを認めているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間について、標準報酬月額が相違していることを申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う保険料額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否を判断することとなるが、申立人が所持する給与明細書により、申立人は両申立期間において、社会保険事務所が管理している標準報酬月額に見合う報酬月額を超える報酬を得ていたことは確認できる。

しかし、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と同額又はそれより低額となっている。

また、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録は、標準報酬月額が<sup>そきゆう</sup>遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両

申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 12 月 28 日まで  
② 昭和 29 年 3 月 1 日から 30 年 9 月 5 日まで

私が昭和 30 年 9 月に退職するときに、会社から 7 年以上勤めない者には脱退手当金は支給されないと聞いた。姉は 7 年以上勤めたので脱退手当金を受給している。

私は脱退手当金を請求していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管する厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人が勤務していたA社を同時期に資格喪失した 60 名の女性従業員の脱退手当金支給記録を調査したところ、54 名に脱退手当金の支給記録があり、資格喪失後約 6 か月以内に 50 名の者について脱退手当金の支給決定がなされており、申立人と支給日が同日となっている者も 3 名存在するほか、脱退手当金の支給記録のある同僚は、「自分自身で脱退手当金を請求した覚えは無いが、脱退手当金は受け取った」と証言をしている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 30 年 11 月 21 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。